

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、消防局及び消防署の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月6日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

## 第1 監査の種類及び日程

### 1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

### 2 監査の日程

平成28年4月5日から同年7月5日まで

## 第2 定期監査

### 1 監査の調査対象及び項目

消防局において、平成27年度(平成28年4月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。

#### (1) 消防総務課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

#### (2) 予防課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

#### (3) 警防課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

#### (4) 救急課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

#### (5) 指令課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

### 2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

#### (1) 各事業の委託料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

(ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確實かつ的確に整備されている

か。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 委託料の支出

(ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

## (2) 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

(ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 使用料及び賃借料の支出

(ア) 契約相手方への支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 契約相手方への支出、精算報告は契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

## 3 監査の主な実施内容

消防局消防総務課、予防課、警防課、救急課及び指令課から提出された関係書類、資料等に基づき、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年6月2日にヒアリングによる事情聴取を行った。

## 4 監査の結果

### (1) 指摘事項

ア 消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、消防局庁舎総合管理委託において、次のような不適正な事例が見られた。

(ア) 庁舎内で使用する飲料水の水質検査について、仕様書では「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条に基づく」と規定されており、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)により定期に実施する飲料水水質検査(以下「水質検査」という。)で必要とされる検査項目は16項目と

なる。

しかしながら、契約当初に相手方から提出された業務内容ごとの月額を記載した月額表、水質検査終了後提出された業務報告書及び請求書における検査項目数は、平成27年9月分は16項目となっていたが、平成28年3月分は10項目となっていた。さらに、業務報告書に添付された水質検査成績書により実際に検査された項目を確認したところ、いずれも11項目となっていた。

(イ)平成27年9月及び平成28年3月に受託者が実施した水質検査の検査項目数はいずれも11項目であったにもかかわらず、水質検査分として平成27年9月分は3万円、平成28年3月分は2万円が含まれた請求書が提出され、そのまま支払が行われていた。

イ 救急課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、応急手当普及啓発事業委託において、次のような不適正な事例が見られた。

(ア)相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。

(イ)委託料の精算に当たり、精算金額の根拠となる精算報告書に車両費、消耗品費、保険料について執行した内容の詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。

委託料に関する事務については、これまでの定期監査において不適切な事務処理が散見されたことから、市においては昨年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、適正な事務執行に向けた取組が求められていた。また、監査委員としてもこうした事態を憂慮し、昨年10月には市長へ「不適切な事務処理の防止に関する要望書」を提出したところである。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意思を確認する行為であり、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じること等を防止するため適正に契約に関する事務を執行することは

当然のことであり、とりわけ検査検収についての規定は、契約の適正な履行を確保し、公金を支出する上での重要な根拠となるものである。

また、委託料の支払において、概算払はあらかじめ概算額の全部又はその一部を債権者に支払い、債務金額が確定したときに精算する支出の特例である。その支払に当たっては履行の正確を期すとともに、概算で支払う額は厳に必要の限度にとどめるようにしなければならず、業務履行後の迅速かつ正確な精算が必要であることは言うまでもない。

しかしながら、今回の定期監査において、依然として契約事務の不適正な事例が見られたことは大変遺憾である。

これらのことは、基本的事項である業務の履行確認や委託料の支払について、十分な確認を行わないまま契約事務が執行されていることが原因であり、消防総務課及び救急課において、適正に事務を処理するという意識が欠如しているとともに、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

今回このような不適正な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を深く認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 消防局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

## 5 意見

消防総務課は、消防局組織の中で庶務担当課として位置付けられており、局内において唯一消防吏員のほか所属長を含め5名の事務職員が配置され、局内全体の総合調整に関する事務を担っている。このことは、組織運営上における同課の役割の一つとして、局全体の適正な事務執行を牽引することが大いに期待されていることの表れであると言える。

こうしたことから、今後とも消防局全体に係る財務に関する不適切な事務処理を防止するため、同課が率先して職員に対する意識啓発の取組や契約事務等

のチェック機能を再構築する等適正な事務執行の更なる徹底を果たされたい。

### 第3 行政監査

#### 1 監査の調査項目

次のとおり、重点調査項目及び個別調査項目について監査を行った。

区分	テーマ	対象課
重点調査項目	契約における業者選定(1者随意契約の場合)について	消防局消防総務課、予防課、救急課、指令課
個別調査項目	消防法の規定に基づく査察(立入検査、違反処理及び火災予防のために必要な措置)に関する事務	消防局予防課、各消防署警備課、各消防署査察指導課

#### 2 重点調査項目に係る行政監査

##### (1) 監査の対象

消防局各課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、契約規則第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。また、警防課については対象となる契約がなかった。

監査の対象期間は原則として平成27年度(平成28年4月末日まで)とし、必要に応じて平成26年度以前についても対象とした。

##### (2) 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するとき

に限定されている。

また、契約規則第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人の見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

### (3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- ア 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。
- イ 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- ウ 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

### (4) 監査の主な実施内容

消防局消防総務課、予防課、救急課及び指令課から提出された関係書類、資料等に基づき、書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年6月2日にヒアリングによる事情聴取を行った。

## ( 5 ) 対象事務の概要

### ア 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「1者随契理由書」という。)及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

### 【参考1】

随意契約によることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき



【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額（ガイドラインより）

契約の種類	契約方法		1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負			250万円以下	超 公表
財産の買入れ			160万円以下	超 公表
物件の借入れ			80万円以下	超 公表
財産の売払い			50万円以下	超 公表
物件の貸付け			30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの			100万円以下	超 公表

イ 1者随意契約の状況について（平成28年3月末現在）

（ア）契約の状況

契約規則において、随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている予定価格が10万円以下の契約を除いた、委託料に関する契約の状況は表1のとおりである。

契約全体では、件数が44件、契約金額は合わせて約1億6,333万円であった。随意契約は、件数が30件(68.1%)、契約金額は合わせて約1億1,641万円(71.2%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは23件で、随意契約に占める割合は76.6パーセントであった。契約金額の最高額は「消防情報管理システム保守委託」の41,378,040円であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	0	0
指名競争入札	14	46,926,745
随意契約	30	116,411,401
見積合せ	7	3,661,727
1者随意契約	23	112,749,674
計	44	163,338,146

予定価格10万円以下の契約を除く。

(イ) 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約23件のうち、21件が競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。また、2件はシルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第3号を根拠としていた。

(ウ) 契約継続年数

1者随意契約23件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする21件の同一の相手方との継続契約年数別の状況は表2のとおりである。5年以上継続して契約を締結していたものは8件(38.0%)であった。継続年数の最長は、「通信設備保守点検委託」及び「消防用無線電話設備保守委託」の34年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
件数	9	4	0	5	3	21

(6) 監査の結果

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今回の行政監査において、消防局各課の1者随意契約における業者選定に関する事務執行には特段の問題は見られなかった。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に契約事務を執行されたい。

3 個別調査項目に係る行政監査

(1) 監査の対象

消防局予防課、各消防署警備課及び各消防署査察指導課の所管に係る「火災予防の査察に関する事務のうち、特に不特定多数の者が利用する防火対

象物に関する査察について」を対象とした。

監査の対象期間は原則として平成27年度(平成28年4月末日まで)とし、必要に応じて平成26年度以前についても対象とした。

## (2) 監査の目的

市では、平成22年3月に策定した「相模原市消防力整備計画」に基づき、市民の生命、身体及び財産を火災や事故等の災害から守るため、消防署所の整備や消防部隊の配置、救急高度化への対応、火災予防体制の充実、消防通信の高度化など、消防力の充実、強化に努めている。

こうした中、平成24年の広島県でのホテル火災、平成25年の長崎県でのグループホーム火災等を踏まえて、火災予防条例が平成27年4月に改正されたところであるが、同年5月には川崎の簡易宿泊所で起きた火災により死傷者が発生するなど、市民が利用する施設における火災予防の重要性が改めて浮き彫りになった。

消防法(昭和23年法律第186号)の規定により、火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るため、共同住宅、病院、飲食店、旅館、福祉施設などの防火対象物の所有者、管理者等の関係者は、消火設備、警報設備、避難設備などを設置し、維持管理することが義務付けられている。

本市においても、市民が安心してこれらの施設を利用することができるよう、防火対象物の設備及び管理の状況を検査することにより、火災予防上の不備欠陥を発見するとともに、関係者に対して必要な指示、指導を行うことが求められている。

以上のことから、消防局及び各消防署の消防法の規定に基づく査察に関する事務が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また、効率的かつ有効的に行われているかを主眼として行政監査を実施した。

## (3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

ア 立入検査は査察基本方針及び査察実施計画に基づき適切に行われているか。

イ 立入検査は相模原市火災予防査察規程(平成22年消防局訓令第8号)。

以下「査察規程」という。)及び相模原市火災予防査察規程運用要領(平成22年4月1日施行。以下「運用要領」という。)に基づく検査事項により適正に行われているか。

ウ 立入検査の結果判明した違反事項について、是正促進が適切に行われているか。

#### (4) 監査の主な実施内容

消防局予防課、各消防署警備課及び各消防署査察指導課から提出された関係書類、資料等に基づき、書面調査及び聞き取り調査を行った。また、現地の実態を確認するため、各消防署警備課及び各消防署査察指導課を対象として平成28年4月20日から同月27日の間に現地調査を実施した。さらに、同年6月2日及び同月3日にヒアリングによる事情聴取を行った。

#### (5) 対象事務の概要

##### ア 査察に関する事務の概要

消防局予防課、各消防署警備課及び各消防署査察指導課では、防火対象物の火災を予防するため、消防法第4条の規定により、立入検査を行い、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について検査又は質問を行い、火災予防上の不備事項等の事実を確認し、是正が必要な事項があった場合は、関係者に指摘することでその是正を促している。

査察の一般的な事務の流れは、消防長による査察基本方針の策定、各消防署の査察実施計画の策定、立入検査の実施、立入検査結果の通知及び改善に係る回答書の受理、電話等による是正の促進、違反対象物のホームページでの公表、違反処理(警告、命令、告発等)となっている。

##### イ 査察に関する組織等の状況

消防の組織は、次の組織図のとおりとなっている。

また、防火対象物の査察を行う所管各課の体制については、表1のとおりとなっている。

予防課は査察基本方針の策定等立入検査の総括を担当し、各消防署警備課本署、分署(出張所含む)及び各消防署査察指導課は、査察業務を担当し

ている。査察業務の多くを担当する各消防署警備課本署、分署(出張所含む)は、1部・2部・3部の3交代制により火災等の災害対応を日常的に担っており、災害への即時対応に支障ない範囲で査察業務を実施している。各消防署査察指導課は、年1回の定期点検及び消防署長へ報告を要する定期点検報告対象物等の比較的規模が大きい防火対象物の立入検査を担当している。

【参考】行政機構図(平成28年4月1日現在)

消防局5課、消防署4署8課 職員実数759名(定数713名)

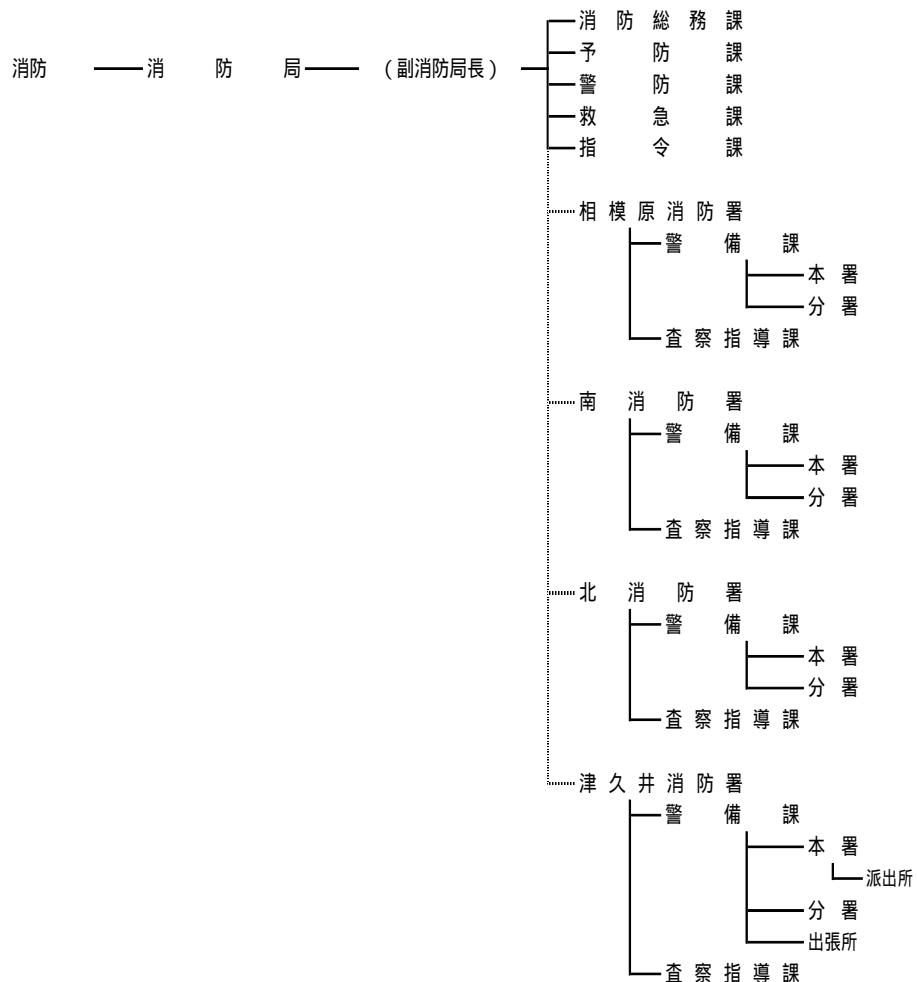


表1 査察に従事する職員の状況(1日当たり)

区分	従事者(管理職・再任用を含む)	主な事務内容
予防課	予防班4名	・消防対象物の立入検査等の総括に関する事 こと(査察基本方針の策定等)
相模原消防署	【警備課本署・各分署等】本署12名、田名分署10名、淵野辺分署5名、緑が丘分署7名、上溝分署5名、 【査察指導課】9名 計48名	【警備課本署・各分署等】 ・火災予防立入検査に関する事 こと 【査察指導課】
南消防署	【警備課本署・各分署等】本署13名、麻溝台分署5名、新磯分署4名、東林分署5名、大沼分署5名、相武台分署7名、上鶴間分署5名、 【査察指導課】9名 計53名	・火災予防立入検査の計画に関する事 こと ・火災予防立入検査及び違反処理に関する事 こと
北消防署	【警備課本署・各分署等】本署6名、大沢分署4名、相原分署5名、城山分署5名、 【査察指導課】7名 計27名	
津久井消防署	【警備課本署・各分署等】本署12名、藤野分署6名、鳥屋出張所3名、青根出張所2名、 【査察指導課】5名 計28名	
計 160名		

各消防署の査察指導課を除き警備課本署、分署(出張所含む)は1部・2部・3部(計378人)の3交代制のため、1部の人数を記載。

## ウ 査察基本方針及び査察実施計画

### (ア) 査察基本方針

消防長は査察規程第14条に基づき、年度ごとに「査察基本方針」を示し、防火対象物の用途・規模等及び危険物施設の実態に応じ、合理的・効率的な立入検査を実施することにより、火災危険の排除並びに消防法令違反の早期是正を図るよう、予防課長及び各消防署長に通知している。

平成27年度査察基本方針の主な内容

- ・違反事項の是正推進
- ・危険物施設の安全対策の推進

- ・消防法施行令改正に伴う対応

### (イ) 査察実施計画

各消防署長は、査察基本方針に基づき毎年度当初に「予防査察実施計画書」を策定し消防長に報告している。警備課の査察実施計画は、査察を行う本署、各分署(出張所を含む)の査察実施計画をとりまとめている。

表2 平成27年度の査察実施計画

区分	計画数(防火対象物)			対象物総数 (防火対象物)
	査察指導課	警備課	計	
相模原消防署	274	1,496	1,770	8,582
南消防署	287	1,308	1,595	7,255
北消防署	137	671	808	3,825
津久井消防署	288	402	690	1,254
合計	986	3,877	4,863	20,916

各消防署の査察実施計画書より作成

## エ 立入検査

### (ア) 概要

各消防署は、査察規程及び運用要領に定められた防火管理者、消防用設備等点検結果報告、消火設備、警報設備等の検査事項について、それぞれ査察実施計画に基づき立入検査を実施している。

また、査察対象となる防火対象物の立入検査の実施回数は、表3のとおり用途や規模に応じて分類されている。

各消防署とも、立入検査の対象物について、建築同意、査察、台帳管理、統計処理等のデータを一元管理している防火対象物管理システム(以下「システム」という。)により過年度の指摘事項や改善状況等の経過を事前に把握し、個別ファイル(紙台帳)を持参の上、設備、管理の状況等を確認している。立入検査の結果については査察規程及び運用要領に基づき立入検査結果通知書(以下「通知書」という。)を原則その場で交付している。

通知書で指導を行った事項については、改善計画又は改善状況について回答書により関係者から報告を求めているが、回答書の報告期限は、運用要領により通知書交付後おおむね10日以内とされている。

指導事項の内容、是正状況等についてシステムへの入力状況を抽出により確認したところ、各消防署ともシステムに適切に入力し管理されていた。

上記一般立入検査のほかに、査察規程第24条に基づき、消防長又は消防署長が必要と認めるときは、消防対象物又は地域を定めて特別立入検査を実施している。

表3 防火対象物の種別

種別	用途・規模	担当課	実施回数
定期点検報告 査察対象物	消防法施行令（以下「政令」という。）第4条の2の2に規定する防火対象物 【百貨店、病院など】	査察指導課	1年に1回以上
1種査察 対象物	A 特定防火対象物（法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）で、法第8条の規定により防火管理者選任義務を有し、かつ、自動火災報知設備の設置義務を有するもの 【レストランなど】	対象物の規模等により 査察指導課 又は警備課	2年に1回以上
	B 特定防火対象物で、法第8条の規定により防火管理者選任義務を有し、かつ、消防用設備等（自動火災報知設備を除く。）の設置義務を有するもの 【コンビニエンスストアなど】	警備課	2年に1回以上
2種査察 対象物	A 非特定防火対象物（特定防火対象物以外の政令対象物（政令別表第1に規定する防火対象物をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）で、法第8条の規定により防火管理者選任義務を有し、かつ、自動火災報知設備の設置義務を有するもの 【図書館、博物館など】	警備課	3年に1回以上
	B 非特定防火対象物で、法第8条の規定により防火管理者選任義務を有し、かつ、消防用設備等（自動火災報知設備を除く。）の設置義務を有するもの 【銀行など】	警備課	3年に1回以上
3種査察 対象物	A 1種及び2種査察対象物以外の政令対象物で、政令により自動火災報知設備の設置義務を有するもの 【小規模な工場など】	警備課	5年に1回以上
	B 1種及び2種査察対象物以外の政令対象物で、政令により消火器具の設置義務を有するもの 【木造アパートなど】	警備課	5年に1回以上

査察規程及び運用要領を基に作成

4種査察対象物(危険物)及び5種査察対象物(住宅等)は除く



表4 立入検査の体制等

区分	立入検査の体制	流れ
各消防署 査察指導課	2～4名で検査実施	対象物の紙台帳、システム等で事前確認 相手方と日程調整 立入検査実施及び結果の通知 (原則その場で交付) システムに結果入力(原則即日)  (年間を通し実施) 各本署・分署等においては火災等の出場のため査察が中止になる場合がある。
各消防署 警備課 本署・分署等	2～5名で検査実施 各本署・分署(津久井消防署は出張所を含む)が検査実施  各本署・分署等は消防車両で出向している。	

(イ) 個別ファイル(台帳)の管理

防火対象物の記録管理はシステムでの管理のほか、紙ベースで防火対象物ごとに個別ファイルとして管理している。個別ファイルには、システム出力台帳、通知書、回答書、消防用設備等点検結果報告書、防火管理者選任届出書、配置図等が綴られている。立入検査の際は同ファイルを持参している。

表5 各消防署における個別ファイルの保管場所

区分	保管場所
相模原消防署	地下書庫2か所で保管、各分署はそれぞれ倉庫等に保管
南消防署	査察指導課は室内キャビネットに保管、本署は3階倉庫、各分署はそれぞれの倉庫等に保管
北消防署	2階の書庫に保管、各分署はそれぞれ倉庫等に保管
津久井消防署	査察指導課・本署は2階の倉庫に保管、各分署はそれぞれ倉庫等に保管

(ウ) 立入検査の実施状況

平成27年度の防火対象物の立入検査実施状況は、表6のとおりおおむね計画どおり実施されている。立入検査が当該年度に実施できなかった防火対象物については、翌年度に立入検査を実施している。

表6 立入検査実施状況（予防課資料抜粋）

種別	計画数	実施数	実施率
定期点検	237	348	146.8%
1種A	765	768	100.3%
1種B	166	152	91.5%
2種A	1,003	974	97.1%
2種B	112	136	121.4%
3種A	706	673	95.3%
3種B	1,874	1,971	105.1%
合計	4,863	5,022	103.2%

数値は各消防署合計

表7 立入検査実施状況の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画数(件)	6,792	4,685	4,944	5,014	4,863
実施数(件)	6,942	5,212	5,149	4,790	5,022
実施率	102.2%	111.2%	104.1%	95.5%	103.2%

立入検査の結果、通知書で指導した事項については、査察規程第29条に基づき、改善計画又は改善状況について回答書により報告を求めるものとされている。回答書の提出状況及び是正状況を調査したところ、回答書の未提出の事例や是正が完了していない事例が多数見られた。

表8 査察実施状況調べ(防火対象物) 平成27年度（予防課資料抜粋）

区分	実施数	指摘有	指摘無	回答書提出棟数	履行棟数(全部)	指導総数	履行総数
劇場等	4		4				
集会場等	18	4	14	4	1	9	6
遊技場等	18	6	12	5	2	13	7
カラオケ等	2	2			1	3	1
料理店	2	2		2	1	2	1

飲食店	102	72	30	45	30	166	87
百貨店等	206	129	77	93	52	291	136
旅館等	220	33	187	17	20	54	40
共同住宅等	1,980	906	1,074	563	563	1,100	664
			(中略)				
神社等	47	12	35	9	5	13	5
工場、作業場	569	171	398	132	85	257	134
車庫、駐車場	15	2	13	1		2	
倉庫	159	62	97	42	23	93	36
その他の事業場	294	96	198	72	57	159	99
複合特定	628	272	356	193	119	820	348
複合非特定	307	156	151	95	64	233	96
文化財等	3		3				
合計	5,022	<b>2,023</b>	2,999	<b>1,352</b>	1,088	<b>3,365</b>	<b>1,761</b>

数値は各消防署合計(数値は件数表示の指導総数と履行総数以外は棟数)

回答書未提出 671件(指摘有の棟数 2,023件 回答書提出棟数 1,352件)

是正が完了していない件数 1,604件(指導総数 3,365件 履行総数 1,761件)

#### (エ) 違反事項に対する是正率の状況

本市の違反事項に対する是正率の状況は、表9のとおり平成27年度においては、52.3パーセントとなっている。未是正となっている違反事項の主な内容は、防火管理者未選任、消防用設備等点検結果未提出となっている。

なお、平成26年7月総務省消防庁予防課の公表資料によれば、平成25年度の政令指定都市の是正率の平均は48.3パーセント、中核市の平均は41.2パーセントとなっている。

表9 是正率の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指導総数(件)	5,173	4,793	4,403	3,963	3,365
履行総数(件)	2,058	2,187	1,864	1,634	1,761
是正率	39.7%	45.6%	42.3%	41.2%	52.3%

是正率=履行総数/指導総数

(オ) 特別立入検査

特別立入検査の事例としては、平成 27 年 7 月 28 日 JR 相模原駅前周辺の地域の 16 店舗(飲食店、風俗営業店等)について、相模原消防署と相模原警察署との合同による特別立入検査が実施された。その結果、違反は 8 店舗 15 件で、このうち届出関係で 1 件(消防計画等の防火対象物点検結果報告)が未是正となっており、継続して是正指導を行っている。

(カ) 簡易宿泊所における緊急立入検査

平成 27 年 5 月 17 日に川崎市で、簡易宿泊所の火災により多数の死傷者が発生したことを受け、消防局予防課、各消防署査察指導課、地域福祉課、建築審査課が連携し市内の簡易宿泊所(類似施設を含む)への緊急立入検査を実施した。

- ・実施日 平成 27 年 5 月 20 日から 6 月 22 日まで
- ・検査実施施設 簡易宿泊所 23 施設、類似施設 14 施設  
類似施設は、無料低額宿泊事業(第 2 種社会福祉事業)を行う施設
- ・検査結果

簡易宿泊所 23 施設のうち 22 施設、類似施設 14 施設のうち 5 施設に対し指導事項があった。3 施設においては未是正の指導事項(消火・避難訓練未実施、消防用設備等点検未報告等)に対して、継続して是正指導を行っている。

## オ 違反事項に対する是正促進

### (ア) 是正促進の方法

違反事項に対する是正促進については、査察規程第 31 条により、あらゆる機会を活用し積極的に是正の促進を図るとともに、関係者等に対し、指導その他必要な措置を講じなければならないとされている。

各消防署では、重大な消防法令違反対象物と言われている、特に人命危険度の高い違反である屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の未設置について優先的に是正促進に取り組んでおり、これら以外の違反事項が是正されないものについても、継続して電話や訪問により指導を行っている。

### (イ) 立入検査の実施状況等の報告

各消防署においては、査察員(査察業務に従事する消防職員)が行った立入検査や違反是正業務をパソコン等で進行管理を行い、査察執行管理者(担当課長、分署長等)が統括して管理し、月報により署長に報告している。また、予防課は各消防署の状況を取りまとめ、毎月、月報により消防長に報告している。

## カ 違反処理

### (ア) 勧告書の交付

運用要領に基づき、違反処理の前段措置として、是正意思が認められない場合で、防火管理者未選任、消防用設備等点検結果報告書未報告などの場合には勧告書を交付し是正を求めている。

平成 27 年度は、表 10 のとおり 8 件の勧告書を交付している。

表 10 平成 27 年度勧告書交付状況 (平成 28 年 5 月 31 日現在)

区分		違反内容	勧告書交付日	是正期限	促進状況
相模原消防署	本署	消防用設備等点検結果報告書未報告の 1 件に対して交付	H27.4.10	H27.5.10	電話
	田名分署	消防用設備等点検結果報告書未報告の 1 件に対して交付	H28.3.14	H28.4.14	電話

南消防署	相武台分署	消防用設備等点検未報告の2件に対して交付	H28.2.11	H28.3.2	H28.4.21 是正済
			H28.2.15	H28.2.29	H28年度立入検査予定
北消防署	本署	防火管理者未選任等の3件に対して交付	H28.2.19	H28.4.25	電話、訪問(3件中1件是正済)
	相原分署	消防用設備等点検結果報告書未報告等の3件に対して交付	H28.2.19	H28.3.15	H28.5.30 是正済
			H28.2.19	H28.3.15	電話、訪問
大沢分署	消防用設備等点検結果報告書未報告等の2件に対して交付	H28.2.19	H28.3.15	H28.5.26 是正済	
津久井消防署		該当なし	-	-	-

#### (イ) 違反処理の状況

違反処理は、査察規程第35条では警告、命令、告発、過料事件の通知、代執行、略式の代執行の区分により行うものとされている。

平成27年度においては、これらに該当する違反処理は行われなかった。

#### キ 違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度については、平成25年12月に消防庁から条例案を示した通知が発出され、本市では同通知を受け相模原市火災予防条例(昭和48年条例第36号。以下「火災予防条例」という。)を改正し、平成26年10月1日から実施されている。

不特定多数の人が出入りする防火対象物への立入検査の結果、自動火災報知設備の未設置等の重大な違反があった建物について、立入検査の結果を通知した日から起算して21日を経過した日において、なお、同一の違反内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、火災予防条例第48条の3に基づき、違反の内容を市のホームページに公表している。

・公表中の案件(平成28年4月末現在)

南区：自動火災報知設備の未設置(2件)

#### (6) 監査の結果(検討すべき事項)

今回の行政監査の結果、事務事業を改善するために検討すべき事項は次の

とおりである。

立入検査の結果、指導を行った事項について、回答書の提出状況を調査したところ、回答書が未提出となっている事例が多数見られた。

回答書は、査察規程第29条により規定され、立入検査の結果指導を行った事項に対し関係者が改善計画又は改善状況を消防署長へ報告するもので、違反の是正促進のための基本となるものである。

火災を予防し、違反を早期に是正するため、違反対象物の関係者へ指導を継続するとともに、査察に関する事務の進行管理を徹底するなど是正促進に取り組まれない。

【各消防署査察指導課・警備課】

## (7) 意見

消防法の規定により火災の発生を防止し、被害の軽減を図るため、映画館、飲食店、旅館、ホテル、病院などの防火対象物の所有者、管理者等の関係者は、消火設備、警報設備、避難設備などを設置し、維持管理することが義務付けられている。

市では、防火対象物について、消防法の規定に基づき平成22年4月に定めた相模原市火災予防査察規程等により、立入検査を適時、適切に実施し、防火対象物の設備及び管理の状況を検査することにより火災予防上の不備欠陥を指摘するなど、火災予防のため、防火対象物の立入検査や違反事項の是正促進に努めているところであるが、確認された違反事項について、いかに早期に是正が図られるかが重要である。

今回、消防法の規定に基づく査察について調査を行った結果、違反事項に対する改善状況等に係る関係者からの回答書の未提出の事例や、是正が完了していない事例が多数見受けられた。関係者に是正意思が認められない場合で、防火管理者未選任、消防用設備等点検結果報告書未報告などの場合には、勧告書を交付し是正を求めているが、こうした事例においても未是正のまま長期間経過したものが見られた。

違反事項の是正促進については、進行管理を適切に行うとともに様々な機会を活用し積極的に是正の促進を図られたい。特に、人命危険度が高い重大

な違反とされている、自動火災報知設備、屋内消火栓やスプリンクラー設備の未設置については優先して早期是正を図られたい。

関係各課及び消防署所においては、各防火対象物の実態を踏まえつつ、より適切に査察事務が実施できるよう、進行管理の強化や情報の共有化などに取り組むことにより火災を予防し、市民の生命、身体及び財産を火災から守るよう努められたい。